

生徒心得

本校の綱領・教育方針に基づき、教育目標を達成するため、生活規範についての認識を深め、常に自己に厳しい実践を課する生徒心得を次のように定める。

生徒育成の基本的なねらい

- (1) 高い教養と創造性のある深い思考力を身につける。
 - (2) 適正な判断力のもと強い克己心を養う。
 - (3) 自他に責任を持ち、自主的で自律的な自己実現を図る。
 - (4) 友愛を育んで協調性を発揮し、常に礼節を重んじ、他人に対する敬愛の念と奉仕の精神を育てる。
 - (5) 学校や社会の向上と発展に尽くすことのできる品格と実行力を育てる。
-
1. (身だしなみ) 制服着用ของときはもちろん、服装をはじめとする身だしなみは清潔・端正を保ち、いたずらに流行に走ることなく質素であること。身だしなみに関する心得は別に定める。
 2. (登校・下校) 時間を厳守し常に安全を心がけ、厳正な態度を保たなければならない。
 - (1) 登校に際しては、始業5分前までに出勤するように心がけること。やむを得ず遅刻をする場合は、予め保護者等よりホームルーム担任に連絡し、登校後は直ちに所定の手続きをとること。
 - (2) 部活動・講習等で居残りする場合は平日は19時30分、休日は16時30分までには下校すること。
 - (3) 登下校の際は、徒歩・自転車通学に限らず交通規則と交通道德を守り、事故防止を心がけること。
 - (4) 列車・バス等を利用して通学する者は、危険な行為や他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - (5) 自転車通学生は、所定の自転車通学路を通り、定められた置場に自転車を整理して置き、必ず鍵をかけること。
 - (6) 身分証明書を常に携帯すること。
 3. (所持品) 校内における所持品は、学校の学習活動に必要なものに限り、使用にあたっては管理に責任を持ち、大切に扱うだけでなく効用も心がける。
 - (1) 学用品その他の所持品は、すべて質素を旨とし、清潔・整頓を心がけ、必ず自己の年次・組・氏名を明記すること。
 - (2) 刃物など危険な物の持参は厳禁とする。
 - (3) 不必要な金銭物品は持参しない。必要があつて持参した時は、必ず身につけておくか、ホームルーム担任に預けること。特に教室を移動する授業の際は、必ずロック式ロッカーに入れ、施錠して自己管理すること。
 - (4) ロッカー内は常に清潔を保ち、きれいに整頓しておくこと。
 - (5) 友人間の金銭、物品の貸借はみだりに行わないこと。
 - (6) 娯楽雑誌、娯楽用具、その他無用の物を持参しないこと。
 4. (学 習) 学習は高校生の本分であり、常に自己を向上させるよう努めること。
 - (1) 予習と復習を習慣化する努力を怠ってはならない。
 - (2) 学習に臨んでは、終始集中できる心身の態勢を整え、最大の成果をあげなければならない。

5. (部活動) 心身の調和のとれた自己を形成し、個性を豊かに伸ばすため、部活動に参加することが望ましい。
 - (1) 部活動の時間は、19 時までとする。ただし、休日においては、15 時 45 分までとする。
 - (2) 限られた時間において活動の充実を図り、学習活動との両立を期さなければならない。
 - (3) 部活動等で出校した場合は、顧問の指導を受けること。
6. (校内生活) あらゆる生活の場で克己心を養って自己の向上を図り、友愛と連帯感に基づいたより良い人間関係と集団生活の規律を確立する。
 - (1) 修学旅行、遠足、体育祭、東高祭等の学校行事は、授業と共に教育の一環として行われるものであるから、理由なくして参加しなかったり欠席したりしてはならない。
 - (2) 校舎、校具を誤って破損、紛失したときは直ちにホームルーム担任に届け出ること。この場合一部または全部を現品または金銭で弁償させることもある。
 - (3) 火気の使用は禁ずる。
 - (4) 学校の施設・備品を用いて活動を行う場合には、必ず事前に施設利用許可願を生徒部に提出し許可を受けること。
7. (環境の整備) 美しい学校環境の維持に努め、更に誇り得る環境づくりを心がける。
 - (1) 校舎内外を汚してはならない。特に清掃は丁寧に行うこと。
8. (校外生活) 常に本校生としての自覚と誇りを持って、品位と厳正な態度を保たなければならない。
 - (1) 違法行為はもとより、他人に迷惑をかけたり不快感を与えたりする行為は慎み、社会より非難を受けるような言動があってはならない。
 - (2) 外出の際は、行先、用件、帰宅予定時刻を明らかにしておくこと。夜間外出は 21 時以後は禁ずる。やむを得ず夜間外出する場合は、原則保護者等に同伴してもらうこととする。
 - (3) みだりに盛り場を徘徊するなど、高校生として望ましくない場所への出入りは禁ずると共に、非行や問題行動を誘発する行為は慎むこと。
 - (4) 交友においては、互いの理解と協力により友情を培うことが肝要であり、節度に欠けることは慎まなければならない。
9. 届け・願いに関する心得
 - (1) 欠席の場合は、その都度保護者等よりホームルーム担任に連絡し、さらに届けを提出すること。
 - (2) 病気欠席が一週間以上におよぶ場合は、医師の診断書を添えること。
 - (3) 長期欠席する場合は、随時その状況をホームルーム担任に届け出ること。
 - (4) あらかじめ遅刻、外出、早退(欠課)の必要がある場合は、その都度保護者等よりホームルーム担任に連絡すること。
 - (5) 本人または、家族が感染症にかかったときは直ちにその旨ホームルーム担任に届け出ること。
 - (6) 忌引日数は次のとおりとする。
 - 父母・・・・・・・・・・7 日以内
 - 祖父母、兄弟、姉妹・・・・3 日以内
 - 伯叔父母、曾祖父母・・・・1 日
 - (7) 病気のため休学する場合は、医師の診断書を添えて所定の様式により願い出なければならない。その他の理由で休学する場合、または復学する場合もこれに準ずる。
 - (8) 校内での掲示・配布等に関しては、生徒部から許可印を押印してもらうこと。
 - (9) 下記の届けは緊急時に生徒の安否や所在を確認するために提出しなければならない。提出する際には必ず保護者等の同意を得ること。
 - 1 旅行届(学生割引証下付願)
 - 2 登山・キャンプ届
 - 3 校外行事参加届

(10) 下記願又は届はホームルーム担任・部活動顧問の指示に従い行わなければならない。

- 1 休学願, 退学願, 復学願, 転学願
- 2 長期欠席願(医師の診断書添付)
- 3 在学証明書, 成績証明書, 卒業見込証明書, 調査書等下付願
- 4 生徒保護者の氏名, 本籍, 住所の変更届
- 5 校舎の破損, または校具破損もしくは紛失届
- 6 アルバイト許可願
- 7 異装許可願
- 8 下宿届(間借含)
- 9 施設利用許可願
- 10 遺失届, 拾得届, 盗難届
- 11 公欠届
- 12 運転免許証取得許可願
- 13 部活動入部届・退部届

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正・施行

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 27 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 29 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 3 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 4 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 6 年 4 月 1 日一部改正

身だしなみに関する心得

1. 服装・頭髮は、常に本校生としての品位を保つものであるように心がけること。
2. 登校、下校の際及び特に指示されたときには、本校規定の制服を着用すること。
3. 本校規定の服装は次のとおりである。（夏服は6月1日から9月30日まで。前後2週間に移行期間を設ける。）

◎制 服

<男子> ○冬服

黒詰えり標準学生服上下。所定の胸及び袖ボタン、左えりにバッジをつけること。
くつ下：華美なものは禁ずる。

○夏服

学校指定の白ワイシャツ（学校指定）を着用する。半袖も可。
標準学生ズボン
くつ下：華美なものは禁ずる。

<女子>

○冬服

紺地（指定）上衣えりなし、白ブラウス。
ジャンパースカート：車ひだ16,丈：膝蓋にかかる程度。所定のバッジをつけること。
スラックス：学校指定。
ストッキング：黒色。

○夏服

白長袖ブラウス、ジャンパースカート、スラックス、ソックス。白半袖ブラウスを略装として認める。ブラウスは指定のものとする。所定のバッジをつけること。
・ストッキング・ソックスについて
式典時以外の寒い時期はストッキングの上にソックス（黒・紺）も可とする。夏服における式典時のソックスは黒または紺色とする。

◎く つ

- 通学用は短ぐつまたはズック（かかとの低いものとし、校内用と判別できるもの。）
- 雨天時または冬期間は長ぐつまたはブーツを着用してもよい。いずれも華美にならないこと。
- 室内用ズックは指定のものとする。

◎体育用服装

体育用服装は学校指定のものとする。

◎防寒・防雨具

- コート、レインコート等は形、色は特に指定しないが、着用目的にそった実用的であるものとし華美にならないこと。
- 防寒用として帽子、マフラー、手袋等の着用は認めるが、いずれも華美にならないこと。

◎その他

○頭 髪

証明写真の撮影に準ずる髪型とし、常に清潔であること。パーマ、毛染めなど特異な髪型は禁ずる。髪留めは黒・紺・茶とする。

○通学用カバン

形、色、素材などは指定しないが、機能的なものを使用すること。

○通学用自転車

形、色などは指定しないが、用途に応じた安全性の高いものを使用すること。常時使用する通学用自転車は学校へ登録し、交付されたステッカーを必ず車体貼付すること。

定められた場所へ駐輪し, ツーロックを遵守すること。複数台使用の場合は, その自転車にもステッカーを貼付すること。

※制服, バッジ等定められたものに手を加えて型などを変えてはならない。

※やむを得ない理由で制服を着用できない場合は, 「異装願」を提出して許可を得ること。許可証はその期間携帯すること。

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正・施行

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 25 年 11 月 20 日一部改正

附 則 平成 27 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 6 年 4 月 1 日一部改正